

1 目的

生徒達が意欲を持って快適に充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止をはかりながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決をはかる。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒達が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは「絶対に許されない」「いじめる側が悪い」

「どの生徒にも、どの学校にも起こりうる」

「未然防止は学校・教職員の重要課題」という認識を持つ

(3) いじめの態様には以下のようなものがある。

悪口、あざけり、落書き、物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる

小突く、命令、脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

3 いじめの予防は全ての教育活動において行う。

(1) 学業指導の充実～帰属意識、コミュニケーション能力の育成、自信を育てる授業

(2) 特別活動、道徳教育の充実

～規範意識育成、HRでの望ましい人間関係作り、ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の実施 (4) 人権教育の充実 (5) 情報教育の充実

(6) 保護者・地域との連携～いじめ防止基本方針等の周知、情報交換

4 いじめの早期発見

(1) いじめられている生徒・いじている生徒のサインを見逃さず発見

(2) 相談体制の確立・整備～面談の定期的実施

(3) 定期的調査の実施～アンケートの実施、ネットパトロール

(4) 情報の共有～配慮を要する生徒の実態把握、進級時の引き継ぎ等

5 いじめへの対応

(1) 発見時の対応

いじめを発見した教員は直ちにいじめを止めさせ、状況をHR担任、生徒指導部に連絡する。

(2) いじめられている生徒への対応

苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

(3) いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめられている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

(4) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

(5) 保護者への対応

いじめられている生徒の保護者に対しては、相談されたケースで複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えられるようにする。いじめている生徒の保護者に対しては、事実を把握したら速やかに面談し、いじめは誰にでも起こる可能性があること、行動が変わるためには保護者の協力が必要であること等、丁寧に説明する。保護者同士が対立する場合は、教職員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

(6) 関係機関との連携

いじめは重大事態への対処等、学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法 ・関係機関との調整

②警察との連携

・犯罪等の違法行為の捜査依頼

③スクールカウンセラーとの連携

・いじめの早期発見に関する情報交換 ・生徒の心のケアに関する指導・助言

④医療機関との連携

・精神保健に関する相談・治療・指導・助言

⑤福祉機関との連携

・家庭の養育に関する相談・治療・指導・助言

⑥いじめ問題等解決支援外部専門家チームとの連携

・深刻化した問題への相談・助言

6 いじめの重大事態とは次の場合をいう。

(1) 生徒の生命の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

具体的には

「生徒が自殺を企図した場合」 「精神性の疾患を発症した場合」

「身体に重大な障害を負った場合」「高額の商品を奪い取られた場合」

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

7 いじめ問題の防止と解決のための指導体制・組織的対応

(1) いじめ防止・対策委員会～いじめの防止と速やかな解決のため以下の構成で設置する。

副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談部長、特別支援コーディネーター
養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭、その他

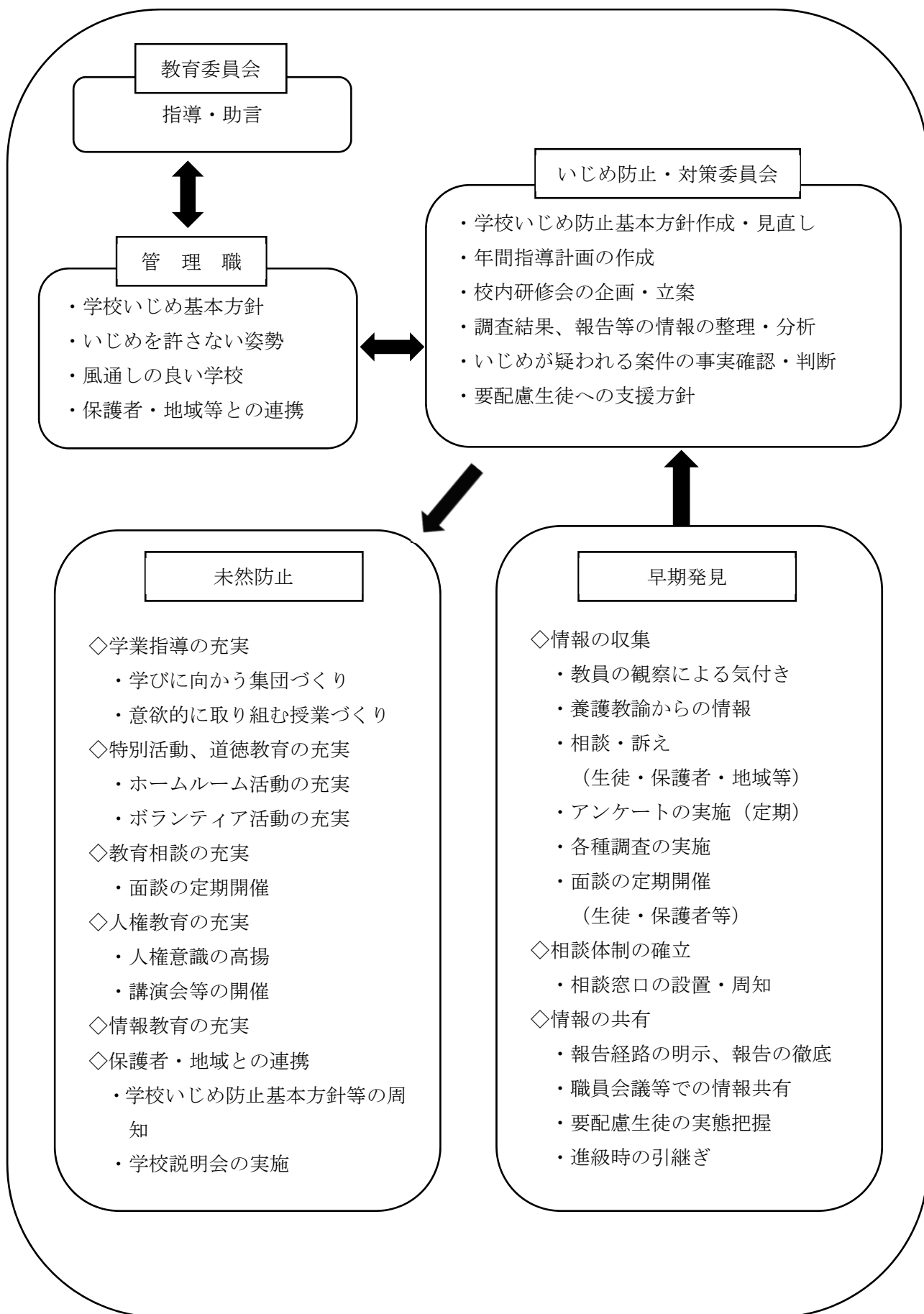
(2) 日常の指導体制

いじめの未然防止のための日常の指導・早期発見の体制は別紙1とする。

(3) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な体制と取り組みは別紙2とする。

日常の指導体制（未然防止・早期発見のための）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

